「多賀城跡ガイダンス施設前における
自動販売機設置事業」
募集要項

令和８年１０月

多賀城市企画経営部文化財課

自動販売機設置事業者募集要項

１　趣旨

多賀城市では、来場者へのサービス向上や熱中症対策を図るため、多賀城跡ガイダンス施設前に自動販売機を設置することとしている。

この募集要項は、自動販売機設置運用についての設置事業者を公募し、選定するために必要な事項を定めるものである。

２　募集事項

⑴ 業務内容

業務の内容は、次のアからウまでのとおりとし、詳細については、別紙「多賀城跡ガイダンス施設前における自動販売機設置事業仕様書」に定めるとおりとする。

ア　飲料等自動販売機の設置及び運営

イ　例月営業状況等報告業務

ウ　その他必要と思われる業務のうち、協議の上決定した業務

⑵ 設置期間

設置日（令和８年１２月１日以降の日）から令和１１年３月３１日まで

（設置日については、設置者と別途協議により決定することとする。）

◎参考

ア　ガイダンス施設開館日

常時開館（１２月２８日から１月４日までを除く）

（開館時間：午前９時から午後４時３０分まで）

イ　利用対象者

来場者及び職員

ウ　設置場所の来場者実績

年度	来場者数
令和７年度	５６，２９２人
令和８年度（※6 月末時点）	１４，４１５人

３　設置機種の条件

⑴ 誰もが使用しやすいデザインの自動販売機とすること。

⑵ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機やノンフロン対応機など、環境に配慮した自動販売機とすること。

(3) 周囲景観の美観、風致を損なわない外観の自動販売機を設置すること。

(4) 使用済容器回収箱（以下「回収箱」という。）

令和８年度においては回収箱の設置は不要とする。

ただし、本市が自動販売機の利用状況、周辺施設の環境美化、衛生管理その他施設運営上の必要性を考慮し、回収箱の設置が必要と判断した場合は、設置事業者は本市の指示に従い回収箱を設置することとし、適切に維持管理を行うこととする。

(5) その他

自動販売機は、飲料用自動販売機に加えて食品及び物品自動販売機も可とするが、各品目販売に必要な許認可等の免許を有していること。

４　設置協定の締結

別紙「自動販売機設置に関する協定書」に基づき、次の事項に関する協定の締結を行うものとする。

(1) 費用負担

次のアからウまでに掲げる費用等は、設置事業者の負担とする。

ア　設置・運営費等

自動販売機設置・運営及び原状回復に係る一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。

イ　使用料

多賀城市都市公園条例（昭和４３年条例第１２号）第１２条の規定に基づき市で算定し、年度ごとに本市より請求する。

また、設置面積には、自動販売機、転倒防止板等を含むものとし、将来回収箱を設置した場合、随時設置面積に追加するものとする。

自動販売機に

【参考】
設置箇所１㎡当たりの使用料(年額)…約２１，０００円

ウ　電気等実費徴収金

自動販売機の設置・運営に伴う電気及び水道使用料実費徴収金は、設置事業者の負担とし、月ごとに本市から請求する。

(2) ロケーションマージン

協定書で定める有効期間内における年度ごとに、売上代金の一部を、市が指定する方法により納入すること。

なお、ロケーションマージンは金銭によることを原則とする。

５　申込者の資格要件等

次の要件を全て満たす場合に限り、申込みをすることができる。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑵ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

⑶ 国税及び地方税に未納がないこと。

⑷ 多賀城市暴力団排除条例（平成２４年条例第３１号）第２条第１項第２号から同条第４号までに該当しない者であること。

⑸ 来庁者への行政サービスの一環であることを理解し、良質な商品を適正な価格で提供すること。

⑹ 宮城県内に本社又は支社又は営業所等を有する法人であり、かつ、事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有することとし、自動販売機の設置業務について実績があること。

⑺ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

６　申込み方法

⑴ 申込み受付期間及び時間

ア　期間　令和８年１１月２日（月）～同月１３日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ　時間　午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

⑵ 受付場所

多賀城市中央二丁目１番１号　多賀城市役所３階

企画経営部文化財課

⑶ 申込書類及び申込み方法

次のアからキまでに掲げる申込書類を直接持参すること。

（郵送、電話、FAX 及びメールによる受付は行わない。）

ア　申込書兼誓約書（様式１）　　１部

イ　代表者印鑑証明書　　１部（発行日から１か月以内のもの）

ウ　履歴事項全部証明書　　１部（発行日から１か月以内のもの）

エ　国税及び地方税に未納がないことを証する書類　　各１部

※　「直近１年分」でかつ申込前１か月以内に発行されたものであること（支店等が自動販売機を設置する場合の地方税に関する証明書は、下記のとおり本店及び支店の両方について証明書が必要となる。）。

(ｱ) 本社の所在地である都道府県及び市町村

(ｲ) 支店等が設置する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町村

オ　暴力団排除条例に係る誓約書（様式２）　　１部

カ　企画提案書（様式３）　　１部

キ　その他説明資料（パンフレット等）　　１部

7　質問の受付及び回答

(1) 受付期間

ア　期間　令和８年１１月２日（月）～同月６日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ　時間　午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

(2) 受付場所

多賀城市中央二丁目１番１号　多賀城市役所３階

企画経営部文化財課

(3) 提出方法

質問がある場合は、質問回答書（様式４）を持参又はE-mailで提出すること。

（郵送、電話及びFAXによる受付は行わない）

E-mail　：bunkazai@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 回答方法

質問があった場合のみ、回答を令和８年１１月１１日（水）に市ホームページにて公表する。

市ホームページアドレス：

http://www.city.tagajo.miyagi.jp/bunkazai/vendingmachine.html

8　申込みの無効

申込書類及び企画提案内容が次のいずれかに該当する場合

(1) 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの

(2) 企画提案書の内容が、本件募集要項に定める要件に適合しないもの

(3) 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの

(4) 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの

(5) 虚偽の内容が記載されているもの

9　選定方法及び結果の公表について

(1) 選定方法

ロケーションマージンの最も高い者を設置事業者として決定する。

なお、提示されたロケーションマージンが同じであった場合は、別途本市が指定する日に、ロケーションマージンが同じであった者たちによるくじ引きを実施し、設置事業者を決定する。

(2) 結果の公表

設置事業者の選定結果については本市のホームページで公表する。

また、選定結果は、申請締切り後、令和８年１１月２０日（金）まで申込事業者全員に書面にて通知する。

10　その他

(1) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された一切の書類は、返却しない。

(3) 提出期限以降における申込みに必要な一切の書類の追加、差替え及び再提出は認めない。

11　問合せ先

〒985-8531　宮城県多賀城市中央二丁目１番１号　多賀城市役所３階

多賀城市企画経営部文化財課

電　話　０２２－３６８－５０９４　E-mail　bunkazai@city.tagajo.miyagi.jp